

国立大学法人東京外国語大学防火防災管理規程

〔昭和 52 年 5 月 30 日〕  
制 定

改正 昭和 58 年 4 月 1 日 平成 元年 2 月 1 日  
平成 5 年 4 月 1 日 平成 7 年 4 月 28 日  
平成 8 年 5 月 11 日 平成 15 年 1 月 29 日規則第 3 号  
平成 16 年 4 月 1 日規則第 171 号 平成 17 年 7 月 1 日規則第 63 号  
平成 23 年 6 月 14 日規則第 36 号 平成 29 年 11 月 14 日規則第 54 号  
平成 31 年 1 月 30 日規則第 79 号 令和 2 年 9 月 29 日規則第 58 号  
令和 7 年 3 月 18 日規則第 20 号 令和 8 年 3 月 24 日規則第 34 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）の防火及び防災（以下、「防火防災」という。）管理について必要な事項を定め、もって火災、震災その他の災害の予防、被害の防止及び人命の安全を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第 2 条 本学の防火防災管理について必要な事項は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他法令又はこれに基づく特別の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(遵守義務)

第 3 条 本学の役員、職員、非常勤職員、学生及び本学に入出入りする業務請負者は、この規程を遵守し、防火及び防災管理業務に協力しなければならない。

(防火管理の総括)

第 4 条 学長は、本学における防火防災管理の全般を総括する。

(審議組織)

第 5 条 防火防災管理及び消防計画に関する基本的事項の審議は、財務・施設マネジメント・オフィス（次項において「オフィス」という。）において行う。

2 オフィスは、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学内全般の防火防災に関する基本的事項
- (2) 消防計画の策定
- (3) 消防用施設及び設備の整備充実
- (4) 防火防災意識の普及及び高揚
- (5) 防火防災に関する調査及び企画

(防火管理者)

第 6 条 消防法第 8 条に基づき、本学の防火管理及び消防計画に必要な業務を行わせるため、防火管理者を置く。

2 防火管理者及び防火管理区域は、別表のとおりとする。ただし、防火管理者として指定するものが消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 3 条に定める資格を有していない場合は、当該部局に所属する職員で資格を有するもののうちから学長が命ずるものと

する。

3 学長は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、区域を定め、当該区域の防火管理者を命ずることができる。

4 防火管理者は、次の各号に掲げる業務を処理する。

(1) 消防計画の原案作成

(2) 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施

(3) 建築物、消防用設備、火気使用設備器具等の点検検査及び整備

(4) 火気の使用及び取扱いに関する監督

(5) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人数の管理その他防火管理上必要な業務

5 防火管理者は、その業務を処理するにあたっては、防火責任者に必要な指示を与えらるとともに、常に消防機関と連絡を密に行わなければならない。

(防災管理者)

第7条 消防法第36条に基づき、本学の防災管理上必要な業務を行わせるため、防災管理者を置く。

2 防災管理者は、第6条第1項の防火管理者をもって充てる。

(防火責任者及び火気取締責任者)

第8条 平素における火災防止及び地震時の出火防止のため、防火管理者のもとに防火責任者及び火気取締責任者を置く。

2 防火責任区域ごとの防火責任者は、スペース毎に、国立大学法人東京外国語大学におけるスペース有効活用に関する規程（令和8年3月24日制定 規則第35号）第4条に規定する使用責任者をもって充てる。

3 火気取締責任者は、各スペースの使用者の代表者をもって充てる。

(防火責任者の義務)

第9条 防火責任者は、防火管理者を助け、火気取締責任者に対する指導及び監督を行う。

(火気取締責任者の業務)

第10条 火気取締責任者は、防火責任者の指導の下に、その業務の処理を助けるとともに、担当区域に関し次に掲げる業務を行う。

(1) 火気、電気等の引火、発火等の危険のある設備、器具の点検

(2) 地震等における器具・危険物の安全確認

(3) その他日常における火気取締り

(予防管理)

第11条 防火責任者は、防火管理者の指示を受け、消防設備等について、別に定める自主点検検査を実施しなければならない。

2 防火責任者は、前項の検査の結果、不備欠陥が発見された場合は、直ちに防火管理者に報告しなければならない。

3 防火責任者は、強い地震が発生したときは、施設及び設備の破損等を考慮し、直ちに臨時の自主点検検査を実施し、異状の有無について防火管理者に報告しなければならない。

(防災教育)

第12条 防火管理者は、毎年2回以上職員、学生等に対する防災教育を実施するとともに、ポスター、パンフレット等により防災意識の高揚を図るものとする。

(自衛消防組織)

第13条 火災、震災、その他の災害に対処するため、東京外国語大学自衛消防隊（以下「自衛消防隊」という。）を置く。

2 自衛消防隊に隊長及び副隊長を置き、隊長は事務局長をもって充て、副隊長は総務企画部施設企画課長をもって充てる。

3 自衛消防隊は、別に定める班を置き、職員を分属させる。

(防災訓練)

第14条 防火管理者は、総合訓練、部分訓練又は震災訓練を原則として年1回以上実施するものとする。

2 部分訓練は、通報訓練、初期消火訓練、避難訓練その他の訓練に区分して実施する。

(火災発生時の措置)

第15条 火災発見者は、直ちに火災の場所及び状況を自衛消防隊長に通報しなければならない。

2 通報を受けた自衛消防隊長は、直ちに火災発生場所及び状況を確認し、自衛消防隊を指揮して、消防機関への通報、初期消火、避難誘導等必要な措置をとらなければならない。

(夜間休日等の措置)

第16条 警備員は、夜間、休日等において火災その他の災害が発生した場合は、直ちに消防機関及び学内関係者に通報連絡するとともに、初期消火にあたらなければならない。

(地震時の措置)

第17条 火気取締責任者は、地震時においては、直ちに火気設備器具の使用を停止させ、消火しなければならない。

2 防火管理者は、学内及び周辺の火災発生状況等必要な情報を学長に報告し、学長は、状況により、避難命令等必要な措置をとらなければならない。

附 則

1 この規程は、昭和52年5月30日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

2 東京外国語大学防火規程（昭和33年11月10日制定）は、この規程施行の日から廃止する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月28日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成 8 年 5 月 1 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 月 2 9 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 3 年 6 月 1 4 日から施行し、平成 2 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 9 月 2 9 日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学防火管理規程の規定は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

防火管理者及び 防火管理区域防火管理者	防火管理区域
施設企画課長	研究講義棟、大学会館、屋内運動場・課外活動施設、附属図書館、本部管理棟、保健管理センター、アジア・アフリカ言語文化研究所、留学生日本語教育センター、国際交流会館（1号館・2号館・3号館）、車庫、弓道場、器具庫及びアゴラ・グローバル、滝野川職員宿舎
外部選任（委託）	本郷サテライト